

本件事故当時、福島県安達郡大玉村において、農業（野菜等）を営んでいた申立人らが、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	営業損害（ただし、A農業協同組合を通さない取引分について）
期 間	自 平成23年 3月11日 至 平成24年10月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金1,800,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月28日

（仲介委員 増澤博和）